

「健康・医療戦略推進本部の後援等名義の使用について」の一部改正について

〔平成26年6月10日〕  
健康・医療戦略推進本部決定案

健康・医療戦略推進本部の後援等名義の使用について（平成26年2月10日健康・医療戦略推進本部決定）の一部を次のように改正する。

本文中「健康・医療に関する成長戦略及び医療分野の研究開発の推進を図ることとする。」を「医療分野の研究開発、健康長寿産業の創出・活性化等を図るとともにそれを通じた経済成長を図ることとする。」に改める。

健康・医療戦略推進本部の後援等名義の使用について(平成26年2月10日健康・医療戦略推進本部決定)(抄)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p data-bbox="315 384 987 416">健康・医療戦略推進本部の後援等名義の使用について</p> <p data-bbox="185 480 1111 608">健康・医療戦略推進本部は、求めに応じて当該本部の後援等名義の使用を承認することにより、<u>医療分野の研究開発、健康長寿産業の創出・活性化等を図るとともにそれを通じた経済成長を図ることとする。</u></p> <p data-bbox="185 671 1111 753">このため、健康・医療戦略推進本部の後援等名義の使用に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>	<p data-bbox="1263 384 1935 416">健康・医療戦略推進本部の後援等名義の使用について</p> <p data-bbox="1140 480 2065 608">健康・医療戦略推進本部は、求めに応じて当該本部の後援等名義の使用を承認することにより、<u>健康・医療に関する成長戦略及び医療分野の研究開発の推進を図ることとする。</u></p> <p data-bbox="1140 671 2065 753">このため、健康・医療戦略推進本部の後援等名義の使用に関し必要な事項は、本部長が定める。</p>